

田村専一郎氏旧蔵支子文庫本『大和物語』について (中)

今井，源衛

<https://doi.org/10.15017/2332707>

出版情報：文學研究. 75, pp.1-24, 1978-03-31. Faculty of Literature, Kyushu University
バージョン：
権利関係：

田村專一郎氏旧蔵支子文庫本『大和物語』について(中)

今井源衛

六

前稿の末尾には、田村本勘注がその孫本の久曾神本に比して、その十倍もの量を有することを述べておいたが、以下には、その全文を翻字し、その解説を加えることとした。はじめに全文を掲げる。翻字の要領は左の通りである。

一、表記は原文に忠実を期したが、標出語頭の圈点は省いた。また、本文中の朱の句読点には誤りもあり、それらは無視した。文中に施した句読点は、おおむね私意によるものである。

二、久曾神本にも所出の部分は「」で示した。

三、割注の部分は便宜上、一行としたが、場合により、活字のポイントを落した。

四、異態文字は通行文字に直したが、小論の末尾に、その一覽表を掲げることとした。

五、丁数およびその表裏を、たとえば、「……」(28才)、「……」(30ウ)等のごとく記した。「は丁末、それのないのは、丁の途中である。

一三五段 「右のおとゝむすめ」ノ傍注。

定方第三女 乳母子十三人也(一ウ)

一三七段 段末勘注

〔故兵部卿宮 致平村上第三子母更衣正妃四品兵部卿 年月日為親王 天元四年五月十一日出家住三井寺、長久二

年二月廿、(久本「十」) 四日薨年九十三 (3才)

一三九段 段末勘注

〔兵部卿宮見上之 承香殿女御見上〕 (5才) (注、久本ハ傍注「元良」ナシ)
元良

一四〇段 段頭「故兵部卿親王」

元良親王 (5才)

一四〇段 段末勘注

〔故兵部卿親王 元良親王見上之〕正三位大納言源昇 左大臣從一位融二男 (6ウ)

一四一段 段末勘注

参議よしすゑ 又よし家 (9ウ)

一四二段 段末勘注

故御息所者 宇多天皇女敷 追可考

如異本者各相違歟如何

御姉第五者 宇多院第五女依子内親王是也 (11ウ)

御母者小八条御息所 宇多天皇更衣、從五位上源貞子、民部卿昇大娘 承平六年七月七日薨、年四十二、号鬘宮
御繼母者 贈太上天臣菅原朝臣女子、宇多天皇女御、源氏順子母

太政大臣藤原基經二女、温子、母四品人康親王女、仁和四年十月六日初入内、即九日為女御、寛平九年七月廿六

日為皇太夫人^{年廿六} 延喜五年五月出家、七年六月八日崩^{年卅六}、号七条后。

均子内親王 柏子内親王母

贈皇后藤原胤子内大臣高藤女。

左大臣時平女 雅明親王行明親王母 京極御息所

已上四人之間有疑

後撰恋第六云

宇多院にはへりける人にせうそくつかはしける」(12オ) 返事もせさりければ よみ人しらす

うたのゝはみゝなしやまかよふことり よふこゑをたにこたへさるらん

かへし 宇多院女五宮

みゝなしのやまならねともよふことり なにかはきかむときならぬねを(12ウ)

一四七段 「女一のみこ」ノ脚注

均子内親王、宇多皇女、母七条后温子、配敦房親王、無品 延木十年二月廿五日薨。

又伊尹女、贈皇后懷子者花山法皇并女一宮女二宮母也、女二宮者円融院女御、号出(注「火」ノ誤)宮是也。

然而件一宮時代不相叶、為散兩方之疑殆注之(20ウ)

一四七段「兵衛命婦」ノ脚注

本院兵衛敷 重明親王女 在後撰恋三 寄駕贈太政大臣伊尹、右大臣顯忠家女房」(20ウ)

一四七段 段末勘注

伊勢語云 ムカシオトコツノクニムハラノコホリニスミケル女ニカヨヒケルニ女コノタヒカヘリナハヨニコシト

ヲモヘリケルニ ヨトコ

アシヘヨリミチクルシホノイヤマシニ君ニ心ヲオモヒマスカナ

万葉集云 菟原処女墓歌二首并短歌

葦屋之菟原名負処女之 八年児之片生乃時從小枝、「放」ノ誤カ) 尔髮多久麻呂尔 並居家尔毛不見 虚木綿乃
牢」(23ウ) 而座在者 見而師香跡悵憤時之 垣廬成人之詛時 智奴壮士宇奈比壮士乃 廬八療須酒師競 相結
婚為家類時者 烧太刀乃手穎押祢利 白檀弓鞞取負而 入水火尔毛将入跡 立向競(「時」脱カ) 尔 吾妹子之母
尔語久 倭文手纏賤吾之故 大夫之荒争見者 雖生応合有乎 完(「六」ノ誤カ) 串呂黄泉尔将待跡 隱沼乃下延
置而 打歎妹之去者 血奴壮士其夜夢見 取次寸追去祁礼姿 後有菟原壮士伊 仰天叫於良妣 踞地牙喫建怒而
如己男尔負而者不有跡 懸佩之小劍取佩 冬菽積都良尋去祁礼姿 親族共射掃集 永代尔標将為跡 遐代而語将
継常 処女墓中尔造置 壮士墓此方彼方二 造置有双、「故」ノ誤カ) 縁聞而 雖不知新喪之如毛 哭泣鶴鳴

返歌」(24オ)

葦屋之宇奈比処女之奥櫛乎 往来跡見者哭耳之所泣

墓上之木枝靡有如聞 棟(「陳」ノ誤カ) 奴壮士尔依家良信母

右二首高橋連虫磨之歌集中出云々(24ウ)

一四八段 本文中「きみなくてあしかりけりと」ノ歌ト「あしからしとてこそ人の」ノ歌ヲ並ベテ記セル行間
傍注

拾遺に返歌あり 無此物語如何(32オ)

同段右条、「あしからしとてこそ」ノ歌ノ欄外頭注。

或本云女ノカヘリコト、ソイヒツタヘタルハトアリ(32オ)

一五一 段 段末勘注

〔奈良帝 聖武天皇也〕諱天^{アマミルクニヲシアラケトヨサクワト}璽國押開豊櫻彦天皇、又号雨帝、又号平城太上天皇 文德^(マヤ)天皇太子 母右大臣不比等
女 元年甲子二月四日即位廿四 在位廿五年御難波宮之後遷平城宮 天平勝宝八年五月二日崩五十 陵佐保山南。人
丸、以年々叙位除日尋其昇進 更無所見^{云々} 但度々行幸從駕在位人歟 委見古今目錄之(38オ)

一五二 段 段末勘注

〔これも聖武天皇也〕(40オ)

一五三 段 段末勘注

国史にいはく、大同の御時おほしまにおはしまして御みあそびたまふときに、よつのくらゐよりかみつかたふちはかまをかさす、そのときにうたよみていはく

田村專一郎氏旧蔵支子文庫本『大和物語』について(中) (今井)

みな人のそのかに、ほふちはかま……

上和云曰

天和御答歌

おり人の心のまゝにふちはかま……

然者此奈良帝者大同帝也

日本紀云、大同二年九月乙亥幸神泉苑、琴歌間奏四位上共挿蘭花 于時皇太弟歌曰者

又かへらせ給けるに

はきのはなをるらんおのゝつゆしもに ぬれつゝゆかんよは」(40ウ) ふけぬとも

平城初有童謡曰

おほみやにたゝにむかへるやへのさか いたくなふみそつちにはありとも

有識者以為天皇登祚之徴也

大同三年九月戊戌幸神泉苑 有勅云々

從五位下平朝臣賀是鷹作和歌曰

いかにふく風にあれはかおほしまのをはなかすゑをふきむすひたる

皇帝歡悅即授從五位上

是以思之此奈良帝一定大同也(41オ)

一五四段 「たつたやま」ノ歌ノ頭注

古今ニ此返歌ナシ(42オ)

一五五段 「あさかやま」ノ歌ノ頭注

此歌在万葉集 葛城王作也 (43ウ)

一五五段 段末勸注

古今假名序云 あさかやまのことはうねへのたはふれよりよみてとあり (44オ)

又云 かつらきのおほきみをみちのおくへつかはしたりけるに、くにのつかき事おろそかなりとて まうけなとしたりけれど、すさまじかりければ、うねめなりける女のかはらけとりてよめるなり、これにそおほ君心とけけるとあり

葛城王者橘左大臣諸兄之本名也 (44ウ)

一五九段 段末勸注

染殿内侍、典侍藤原因香朝臣、寛平九年十一月廿九日従四位下掌侍母尼敬信也。

右大臣源能有 文徳天皇第一子 母伴氏 寛平九年六月八日薨^{五十三} 贈正一位号近院大臣 (49ウ)

一六〇段 段頭 「おなしないし」ノ傍注

是も因香也 (49ウ)

同段 「あきはきを」ノ歌ノ傍注。

此歌業平集ニハ ウエシウエハ秋ナキトキヤカレサラムトイフ歌ノカヘシナリ (49ウ)

田村專一郎氏旧蔵支子文庫本『大和物語』について (中) (今井)

同段「秋野を」ノ歌ノ傍注

後撰五秋上、詞云七月許ニ女ノモトヨリヲコセテ侍ケル

返業平

秋ハキヲイロトルカセハフキヌラムコヽロハカレシクサハナラネハ (50オ)

一六一段 「おほはらや」ノ歌ノ傍注

古今卷第十七 伊勢物語ニハ 在中将兵衛府之時云々 (51ウ)

一六一段 段未勘注。

古今第十七雜一云、二条后また東宮の御息所と申けるとときと云々、而清和天皇の東宮者一歳にて立太子、九歳にて即位也 幼稚之条如何、

皇代記云 仁明天皇夫人順子貞観三年二月廿五日参向大原野、奉幣、同廿五日出家、干時五十三者、同六年正月大皇后、同十三年九月廿八日崩、号五条后。

又或書云、貞観三年辛巳二月廿五日有大原 (52オ) 野行啓、是二条后高子也、干時歳廿、業平卅七従五位下、未為兵衛佐、同五年癸未補兵衛佐也、尤有疑、 (52ウ)

一六二段「わすれ草」ノ歌ノ傍注

伊勢物語詞云、ムカシヲトコ弘徽殿ノマヘヲワタリケレハ アルヤムコトナキ御方ヨリ、シノフ草ヲコレヲワスレク (52ウ) サトモイフカトテイタサセタマヘリケレハ (53オ)

一六三段 段末勘注

〔業平集にはかへしあり〕 (53オ)

秋はきに色とる風ははやくとも こゝろはかれしくきはならねは 皇后御返歌也

古今ニハヒトノ前裁ニキクニユヒツケテ業平ウエケリトアリ 返歌ハ皇后ノナリ (53ウ)

一六五段 段末「つひにゆく」ノ歌ノ傍注

伊勢物語業平歌也 ケフアスノコト、シラスソアリケル (54ウ)

同段 段末勘注

水尾天皇 諱惟仁、文徳天皇第四子、母大皇太后宮藤明子太政大臣良房女。天慶三年五月八日出家、法名素真、

同四年二月四日崩円覚寺卅一 (54ウ)

辨御息所 在原行幸女 更衣弁御息所、貞数親王(「母」脱カ)也。左大弁任ハ不見之 (55オ)

一六六段 段末勘注

伊勢語ニハ、右近馬場ノテツカヒノ日 ムカヒニタテリケル車ノシタスタレノアキタリケルヨリ女ノカホノスキ
タリケレハ マタノ日中将業平ナリケル人ノトアリ

業平集云、右近馬場ノテツカヒミ侍 ムカヒニタテリケル車ノ (55オ) シタスタレノハサマヨリ、ハツカニ女
ノミエケレハトアリ 業平自筆ノ伊勢語ノ朱雀院ノヌリコメニアリケルニモテツカヒノ日トソアリケル

古今ニハ右近馬場ノヒヨリノ日トアル本アリ 但正本ニハテツカヒノ日ムカヒニタテリケル車トアリ (55ウ)

一六六段 「みもみすも」ノ歌ノアト。文字ハ本文ト同大デ、本文化シテイル。
〔古今には返歌云

しるしらすなにかあやなくわきていはん (55ウ) おもひのみこそしるへなりけれ
となん侍りける (56ウ)

一六八段 段頭「ふかくさの御かと」ノ傍注

仁明天皇

一六八段ノ途中、「ありしところにもまたなくなりけり」ノアト。勘注

深草天皇、

仁明天皇諱正良、嵯峨天皇第二子、母太皇太后橘嘉智子、内舍人贈太政大臣正一位清友女、天長十年二月廿八日乙酉受禪、三月六日癸巳即位、在位十七年、春秋廿四即位、嘉祥三年三月十九日落飾入道、廿一日巳亥崩清涼殿年四十一 良少將出家法名遍照 (63ウ)

嘉祥三年三月廿一日帝崩庚子、定御喪諸司為裝束司、丙午出家五十五、為僧、天皇寵臣也、崩後哀慕無他、自歸仏理以求報恩、時人惑

国史云、貞觀十一年二月十六日甲寅請六十僧於大極殿 限三日転読大般若経、詔授遍照法服和尚位

仁和元年十月廿二日任僧正、十二月十八日於仁寿殿七十賀、太政大臣左右大臣預此座

三代実録(74)出雜類略説云、僧正遍照仁和二年三月十四日賜食邑百戸、聽駕輦出入宮門、同年 (64才) 六月十四日壬戌 (「抗」脱カ) 表辞封邑、有勅不許。仁和三年七月廿七日戊戌元慶寺座主僧正法印和尚位、遍照奏云、延

曆寺僧傳燈大法師位最円年六十三、於遍照邊受學阿闍梨位、「請」脱カ）授真言伝法阿闍梨位、勅聽之、寛平六年正月十九日卒七十六 干時為元慶寺座主之故号花山僧正
慈覚大師之弟子、安然和尚之師匠也（64ウ）

一六八段 「いはのうへに」ノ歌ノ左注

〔多本如此、但或本にみそひつかし給へとて、

いはのうへにたひねをすれはいとさむしこけのころもわれにかきなん とて心みにいひやりたりければ、返事にこけのころもはたゝとあり

後撰十七此歌小町也、いはのうへにたひねをすれはいとさむし……返歌遍照〕よをそむくこけのころもはたゝとつ……」（65ウ）

一六八段 「これをもほうしになしてけりかくてなんおこなひける」ノアト、「おりつれば」ノ歌ノ前

小野小町、出羽国郡司女 仁明清和兩代之間人云々、或云衣通姫之女云々、是僻言歟。

後撰ニハ いそのかみてらにてとあり大納言語（マヤ）にははつせてらとあり

清水寺、往時有一聖人、名曰延鎮、蓋報恩大師入室之弟子也、六時三昧之行年流、興法利生之願日積」（66ウ）

宝龜九年四月八日斗藪之次、尋到勝覚、是則山城国愛宕八坂郷東山之麓也、谿辺有草庵之居、庵中有華鎮之人、

延鎮聖人問云、居士住此經幾年乎、名性為語年齡不審也、居士之名即行叡、性有隱遁心、念大悲觀音、口誦千

手真言、居此地年久、齡及二百、言談未畢居士忽失度、爰大納言坂上卿遊蕩之次、欲飲冷水、尋得飛泉、納言

延鎮殊以帰依、卜件地之速伽藍之由、言約已了、延曆十七年七月二日延鎮上人与坂大將軍同心合力始奉造金色

十一面四十手觀世音菩薩像所安置也、号清水寺、本名北觀音寺、願主正二位行大納言兼兵部卿右近衛大将陸奥出羽按察使坂上宿祢田麿、同廿四年奏清水寺地永以施入、大同（67才）同二年丑将家室三善命孀懷後寝庭、建立是仏堂矣。

本願系図

坂上宿祢田村麿、正四位上犬養孫從三位苅田麿男、弘仁元年九月十日任大納言五十三右近大将、二年十二月廿三日薨五十四

遍照僧正二郎

俗官左近将監、清和殿上人、行向父入道許之間、法師与。俗称無由、令押出家云々、法名素性。昌泰元年宮瀧遊覽記云、号良因朝臣、取住所之名也石上寺。名良因院也。数日前驅之間、献和歌免暇帰寺之日給御衣細馬、数盃之後兼盛恩賜著御衣、騎御馬向山直者。延木六年二月廿六日御記云、於龍芳舍書御屏風、同九年十月二日御記云、於御前書御屏風、左中将定方給酒献歌即給祿、赤絹綿御（67ウ）馬等之、或書云、素性阿闍梨云々（68才）

一六八段 段末勘注

素性非僧都也、遍照嫡男僧都由性也、寛平八年行幸雲林院之日、大納言源朝臣奉勅（69才）宣命、由性大法師為権律師、弘延由性而法師給座者一人、共起稽首举声歡喜者。系図云、由性雲林院別当、遍照僧正俗時子也、少僧都云々

或書云、寛平法皇幸嵯峨院（大寺）菅根序云、干時左丞相藤公談前言往行、兵部尚書奏絲竹管絃、権律師由性献風流艶藻、左尚書尧昭奏瓊章玉韵、是皆当时之最、各尽其能也云々（69ウ）

一六九段 段末勘注

〔諸本如此、無末詞并歌、不審〕(71才)

一七〇段 段末勘注

參議正四位下左大辨左兵衛督藤原伊衡 左中將從四位上敏行三男、母從五位下多治弟槐女、天慶元年十二月十六

日薨六十三

兵衛命婦 重明親王女云々 本院兵衛(四字勇彦)、右大臣從二位、自延木至干康保現存、左兵衛督顯忠卿家女房

兼茂朝臣女兵衛 或兵衛督 自寬平至干延木現存、兼茂事也、与陽成院皇子元良親王贈答〕(72才)

峯茂女兵衛 已上三人後撰作者

古今作者
藤高経女兵衛 藤忠房家女房

高経者縣大臣長男 自貞観至于寛平現存

已上四人各無命婦之字、四人之中高経女歟、年紀相叶之故也

式部卿宮 重明親王 本名持保 母大納言源昇女也、三品式部卿延喜八年四月五日為親王年三〕(72ウ)、天曆

八年九月十四日薨四十九(73才)

一七一 段 段頭「左のおとゝ」の傍注。

或左大将(73才)

一七一 段 段末勘注

田村專一郎氏旧藏支子文庫本『大和物語』について(中) (今井)

〔諸本如此無終詞〕

左大臣 藤原実頼 貞信公一男、母宇多天皇女源氏 号菅原公順子、康保四年十二月十三日太政大臣六十八、天祿

元年五月十八日薨七十一 贈正一位、謚号清慎公小野宮殿

式部卿宮 為平親王 村上第四皇子、母皇后藤安子一品式部卿親王、寛弘七年 月 日出家五十九

女房大和 不分弱之

廣幡中納言 源庶明、寛平天皇第二皇子三品齋世親王二男、母山城守橘公廣女、天曆九年五月廿日薨五十三 号廣

幡中納言、廣幡者〔76才〕所之名也、所謂今之祇陁林寺跡云々、庶明女者村上御息所更衣釘子也、理子内親

王・盛子内親王母、号廣幡御息所云々

弘仁天皇子弘モ号廣幡大納言、然而各別也、皇代記云、仁寿四年十月廿六日甲子御襖鴨川、出明陽門、□□^③至

京極□□北上御坐、御齋所者廣幡社司下宮小社中者、廣幡社何所乎、若祇陁林寺辺之社敷〔76ウ〕

一七二段 段末勘注

〔黒主 清和・陽成・光孝・宇多之間人敷、又延喜大嘗会歌作者也 又後撰云、於唐崎勅被預祿、陰陽師敷

亭子院 昌泰二年十月十四日出家、承平元年七月九日崩、石山御幸度々云々、其間近江守可考之、此近江守平中

興敷、延木十五年正月十二日任之故也、廿二年遷美乃權守也、亭子院并黒主等時代相叶也〕〔78才〕

七

まず、田村本勘注に用いられた書目の明記されたものすべてを掲出順に列挙してみよう。漢数字は段序、洋数字は丁数。

後撰集	一四二 (12才)	・一六八 (65ウ)	・66ウ)	・一七二 (78才)
伊勢物語	一四七 (18ウ)	・23ウ)	・一六一 (51ウ)	・一六二 (52ウ)
万葉集	一四七 (23ウ)	・一五五 (43ウ)		・一六六 (55才)
拾遺集	一四八 (32才)			
古今目録 ^(イ)	一五二 (38才)			
国史	一五三 (40ウ)	・一六八 (64才)		
日本紀	一五三 (40ウ)			
古今仮名序	一五五 (44才)			
皇代記	一六一 (52才)	・一七一 (76ウ)		
或書	一六一 (52才)	・一六九 (69ウ)		
業平集	一六三 (53才)	・一六六 (55才)		
古今集	一六一 (52才)	・一六三 (53ウ)	・一六六 (55ウ)	
正本	一六六 (55ウ)			
三代夷録	一六八 (64才)			
雜類略説	一六八 (64ウ)			
大納言語 ^(イ)	一六八 (66ウ)			
本願系函	一六八 (67ウ)			
系函	一六八 (69ウ)			
宮瀧遊覽記	一六八 (67ウ)			

御 記 一六八(67ウ)

菅 根 序 一六八(69ウ)

以下右の書目を順次に検討してゆく。

後撰集——12オの「うたのゝは」「みゝなしの」の贈答歌は、天福本卷十四、一〇三五・一〇三六番である。但し、詞書、歌詞、作者名に多少の異同がある。本書勘注では、詞書「せさりければ」とあるが、天福本、貞応本・中院本・堀河本等すべて「侍らさりければ」であり、歌詞の「よふこゑを」は天・中・貞・堀、いずれも「よふこゑに」である。所引後撰集は、やや特異な本文を有していたといえるだろう。

一七二段(78オ)の後撰集による黒主の注は、実は古今集目錄に「(前略) 黒主者詭延喜大嘗会歌、寛平頃之人歟、如後撰第十五卷者、陰陽師歟、於唐崎預杖之纏頭之故也」とあるのに従ったものである。

伊勢物語——一四七段の二項の中、18ウは右の勘注一覽としては掲げなかったもので、「すみわびぬ」の歌の肩に「伊勢物語」と典拠を示したのだが、この歌は現存伊勢物語諸本には見当らない。もし、この歌のある伊勢物語一本が当時存在したとするなら、かなり大きな問題である。他の一項23ウの「ムカシオトコ」云々の伊勢物語本文は、天福本三十三段であるが、流布本とはかなり大きく相違する。ことに「スミケル女ニ」の六文字は、塗籠本の独自異文である。しかしそれと完全に一致するわけではなく、本書の「おもへりけるにをとこあしへより」の部分は、定家本系統では、「おもへるけしきなればおとこあしへより」とあり、塗籠本系統本では、「おもへるけしきをみて女のうらみければあしまより」と各異なる。

一六一段(五一ウ)の「伊勢物語ニハ在中将兵衛府ノ時云々」の傍注も問題である。現存伊勢物語諸本はすべて「近衛府」で、「兵衛府」の本文を採る本はない。本書のここの「兵」の字体は、「兵」か「近」かやや決しにくい感もあるが、後文に、注者の意見として、業平が貞観三年にはまだ「兵衛佐」ではなかったが、同五年に「兵衛佐」と

なつたと、「兵衛」の文字を重視しているので、こゝもそのように読むべきであろう。念のため業平の官歴に徴すると、古今集目録では、貞観四年四月に左兵衛権佐（三十六人歌仙伝「兵衛佐」、同六年三月右近権少将（歌仙伝「右近衛少将」）に各任ぜられていて、官職の上からは右の記事を誤とも云えない。少くとも、当時にあつて、こうした本文の伊勢物語一本があり得たとは云えるのである。

次に、一六二段（52ウ）。この伊勢物語百段の本文も現存諸本とは大異がある。勘注は「弘徽殿ノマヘヲ」であるが、伊勢物語諸本では、塗籠本のみがこれに同じで、他はすべて「後涼殿のはさま」である。さりとてまた一方勘注の「ワタリケレハ」は流布本に一致し、塗籠本は「わたりたりければ」であり、勘注が「ヤムコトナキ御方ヨリ」とするのに対して、諸本すべて「やむことなき人の御つほねより」である。勘注は塗籠本にやや近いようではあるが、それでもかなりの距離はあるようだ。

一六六段（55オ）。ここに引く「右近馬場」云々は天福本九九段であるが、勘注本文は現存諸本とは大きく異なる。まず「テツカヒノ日」とあるが、これは、諸本例外なく「ひをりの日」である。しかし、後文には「業平自筆ノ伊勢語ノ朱雀院ノヌリコメニアリケルニモテツカヒノ日トソアリケル」とあつて、当時はその本文をもつ塗籠本があつたらしい。以下現存諸本は一致して

たてたりける車に女のかほのしたすたれよりほのかにみえければ中将なりけるおとこのとある。前掲本書の勘注本文と比較すれば、その出入りの大であることが察せられよう。必ずしも、現存本文の簡略化とのみいえないところに、本書所引伊勢物語の本文系統的な意味を考えざるを得ない。

また、本条冒頭に「右近馬場」とあるが、これにつき、顕昭の古今集注卷十一の記述が参考になる。

伊勢物語ノ中ニハ事外ニ歌次第モカハリ広略ハベル中ニ、普通本トオボシキニハ左近ノムマバノヒヨリノ日トカキテ中将ナリケルオトコトカケリ 普通トタガヒタル本ニハ右近ノ馬場ノテツガヒノヒトカキテ中将ナリケル人

トカケリ

顕昭のいう「普通本トオボシキ」本の「左近の馬場のひをりの日」は現存広本系諸本の本文であり、その他、右によれば、六条家の顕昭にとつては「左近」が通常で「右近」とあるのは「普通トタガヒタル本」であった。しかるにまた他の個所で、顕昭は

業平ガテヅカラカミヤガミニカケル伊勢物語ノ朱雀院ノヌリゴメニアリケルニハタゞ右近ノ馬場ノ日ムカヒニタテリケル女ノ（中略）トゾカケル

とも云っており、これは範兼の和歌童蒙抄の説をそのまま受けたものであるが、これでみれば、右の「普通トタガヒタル」本とは塗籠本をさすことになる。前記勘注による当時の塗籠本の記述と合せれば、本書の引く「右近馬場ノテツカヒノ日」の本文を持つ伊勢物語は、当時の六条家本系統とは全く異り、朱雀院塗籠本の系統によるものと見てよいが、しかし、それは「右近の馬場のひをりの日」とある現存の塗籠本ともいちじるしく異なるものであることもまた明らかである。この「ひをり」の本文については、つとに福井貞助氏に詳論^⑧があるところで、私もそれについては、あらためて後に述べてみたい。

万葉集——一四七段（23ウ）は、万葉集巻九の有名な長歌と反歌である。長歌の文字は、古典大系本底本の西本願寺本と比較して、誤脱・異字が一字ずつ四箇所に過ぎず、ほとんど変りがない。しかし、本書の反歌（「返歌」と記す）二首の訓は、左の如くである。平仮名の校異は西本願寺本の訓。・はナシ。

アシノヤノウナヒヨトメノオキツ^{くつき}ヘニユキクトミレ^てハナキノミソナク^{ねのみしなかり}

ツカノウヘノコノエタナヒキキクカコトチヌノヲトコニヨレリニケラシモ

後の歌の結句第二字目には本文に「倍」が缺けており、また第二句の「有」を訓に無視するなど不審もあるが、現存本の中では、古葉略類聚抄の訓に近いといえる。一五五段（43ウ）については、問題はないので省く。

拾遺集——四八段（32オ）。これも、巻八に「君なくて」の返歌として「あしからし」の歌があることを述べたもので、拾遺集現存諸本一致して然りであり、問題は無い。

古今集目録——一五一段段末（38オ）に、「奈良帝」の附載として、人丸に触れた記述である。類従本古今集目録によれば、柿本人麿の注に

以年々叙位除目、尋其昇進 無所見、但古万葉集第二云（中略）今案、件行幸日從駕者、定叙爵敷。（下略）とあり、それを簡略にしたものであり、末尾に「委見古今目録之」と記したのである。

しかし、実は、本書では書名を挙げずに古今集目録を引用した条は、他にも多い。一六八段（64オ）の遍照の略伝「嘉祥三年」云々以下「号花山僧正」まで十七行に亘る文はすべて古今集目録に拠り、冒頭から「時人愍」までは「良峯宗貞」の項、以下は「僧正遍照」の項で、両者を合せ載せたものである。従ってその間に見える「国史」「三代実録」「雜類略説」などすべて、孫引きにすぎない。もっとも、細かく見れば、類従本と相補うところもあり、たとえば、類従本「良峯宗貞」の項の「来報恩」は本書の「求報恩」に従うべきである。また同じく一六八段々末「遍照僧正二郎」の勘物の中「昌泰元年」以下「御馬等之」まで七行、さらに最末（69オ）の「寛平八年」云々以下「尽其能也」まで十行も全文古今集目録そのままの引用で、巻尾（78オ）の黒主の勘注も然りである。この間にも類従本を訂正しうる所があり、たとえば類従本では、これを「素性」のこととするが、本書ではすべて「由性」と記しており、おそらくは、本書勘注者一家の見識として、その冒頭に「素性非僧都也、遍照嫡男僧都由性也」と記し加えたものか。「系図云由性雲林院別当遍照僧正俗時子也、少僧都云々」は、右述の如く、古今集目録、素性の条に見えるものであるが、京極僧都由性と見る説に有力な資料であり、近時、これを由性とする説が有力となりつつある。本書の記述は、その点尊重すべきである。また、本書（69ウ）の「発昭」の文字は、類従本古今集目録では「発眼」とするが、もとより誤である。「発昭」は紀長谷雄の号であり、文脈からして当然、それが正しい。

国史・日本紀——五三段(40ウ)に見える「国史」の記事は類聚国史三十一、日本紀略大同二年九月二十一日の条に見えるもので、後文の「日本紀云大同二年九月乙亥^{云々}の文章」が、類聚国史に一致する。しかし、本書の注釈者が紀年体でなく類纂物である類聚国史をさして「日本紀」と呼ぶとは考えにくく、おそらくは、「日本紀」とは、大同二年の部分が現在佚している日本後紀の佚文なのではあるまいか。というのは、後文の「平城初有童謡曰」以下「登祚之徴也」までは、現存する日本後紀大同元年四月庚子条に同文であり、それに続く「大同三年九月戊戌」以下「授従五位上」まで歌を含めて五行分も日本後紀当該年月日条にはほぼ同文なのである。

しかし、「国史」の方は、問題である。この条では幾つかの問題点がある。一は「おほしまにおほしまして」に当る語が、類聚国史には見当たらないことであり、二は、歌詞が、類聚国史では「みやひとのそのかにめづる」・「おりひとのこのころのまにま」とあり、この「国史」の「みな人のそのかにほふ」・「おり人の心のまゝに」とはかなり異っている事である。第一の点は、後文の大同三年九月戊戌幸神泉苑の折の和歌の第三・四句に「おほしまのをはなかずゑを」とあって、「おほしま」は神泉苑に関わる名称であることが分るが、第二点は、「国史」が類聚国史ではないこと、又したがって、その材料となったであろう日本後紀でもないことが察せられはしないか。「国史」の歌詞が類聚国史の歌詞に比して、いかにも平安朝的なならかきを持つものであること、またこれと同じ歌詞が古今六帖の歌に見えることは、この「国史」の成立の遅さを示唆するように思われる。

一六八段(64オ)の「国史」は、この前後の全文が前述の通り古今集目録からの孫引きである以上、問題とするには足るまい。又、この「国史」が前条の「国史」と同一か否かは不明である。

古今仮名序——五五段段末(44オ)。この本文は、「あさか山のことばは」とあるべきところ、「あさか山のことば」と、本書には一字疊字が落ちてゐる事を除けば、すべて伊達本その他御子左家系統本に一致する。

古今集——一六一段(52オ)、大原野行幸の主に關して、古今集本文に「二条后まだ東宮の御息所と申けるととき」と

ある事について、これを「東宮の生母」でなく、「東宮夫人」と解した上で、当時東宮（清和）は九歳未滿では幼少すぎておかしいと疑ったものらしい。本文の問題ではないが、本書勘注者の解釈力について、不審を抱かせる事例である。

一六三段（53ウ）。これは勘注も簡に過ぎ、諸本と比較してその本文系統を云云するには足りない。

また一六六段（55ウ）は、前に伊勢物語の項でも述べた「右近馬場ノヒヨリノ日」と「テツカヒ」の問題である。

「右近馬場ノヒヨリノ日」の本文を有する古今集は、後鳥羽院本・永曆本・建久本・寂恵本・伊達本であり、大体は御子左家系統本である。本書の勘注は「……トアル本アリ」だから、通常の本は「左近」とあるというのが前提となっているのであろう。現存本では「左近」をとるものは、六条家本、清輔本系諸本（永治本・前田家本等）・雅経本などである。袖中抄には、顕輔が「左近馬場のひをりの日は天下第一の難義」としていた、と記されていて、「左近」を普通とする本書の考え方と一致するわけである。

それに続く「但正本ニハテツカヒノ日ムカヒニタテリケル車トアリ」の「正本」は、文脈上古今集の正本と解すべきである。先に伊勢物語の場合にも、「右近馬場ノテツカヒノ日」とあるのが、業平自筆の塗籠本の本文だとあったが、勘注者は、古今集でもまた正本は同様の本文を有するというのである。又それは流布本ではないが、それよりも一層価値あり信用できるというのが、彼の主張である。しかし、こうした本文の古今集は一本も現存しない。果して、勘注者のいうとおり、鎌倉初期にはこの種の本文の本が存在したのであろうか。興味を唆られる記述であることは間違いない。

業平集——一六三段（53オ）。業平集には「うゑしうゑは」の歌に対しその返歌として「秋はきに色とる」が続くというのだが、業平集の中でも、それは特に雅平本（69・70）、西本願寺本（5・6）類従本（6・7）などにみられるもので、在中将集・歌仙家集本ではそうではない。また、右三本の中、本書の如く、「皇后宮御返歌」である旨を

記したものはない。また書陵部三十六人集本では二首統一しているが、詞書もなく、贈答歌の形ではない。つぎに、一六六段(55オ)、先述の「右近馬場のひをり」の件につき、業平集に「右近馬場ノテツカヒミ侍ムカヒニタテリケル車ノシタスタレノハサマヨリハツカニ女ノミエケレハ」とあるという。在中将集には、

右近のむまはの手つかひにむかひにたてりけるまのしたすたれよりはつかに女の見えければ(下略)
とあり、西本願寺本には

右近のむまはのてつかひみはへるむかひにたてるくるまのしたすたれよりはつかに女の見え侍ければ(下略)
とあって、本書は西本願寺本に近いが、「下すたれのはさまより」は、一致しない。しかし、前条と合せて考えれば、本書のいう業平集は、現存本中では西本願寺本系統に比較的近いとみてよいか。

皇代記―一六一段(52オ)。現存本「皇代記」(十三世紀最末に初稿成立とされる)にはこの記事は見えない。この書名は、古今集目録の大友黒主条にも見えていて、平安朝成立の書であり、現存本とは別である。本条の内容は、三代実録にほぼ同じであるが、順子の出家の日を「廿五日」とするのは、三代実録には「廿九日」とあって小異がある。つぎに一七一段々末(76ウ)の皇代記の仁寿四年の記事は、六国史、扶桑略記ともに、闕文の部分である。賀茂齋院御襖の記録として興味ふかいもので、他に所見のない新資料ではなかるうか。すでに国書逸文には皇代記逸文八条が集録されているが、本書の二条はそれに付加すべきものであろう。

或書―一六一段(52オ)。ここにいう「或書」の記事内容は、「貞観三年辛巳：歳二十」であり、「業平三十七」以下「有疑」までは、勘注者の私注である。伊勢物語にいう大原野行幸は、貞観三年二月二十五日で、その主人は順子ではなく二条后高子とするのが「或書」で、それに対して、勘注者は貞観三年当時高子は二十歳、業平三十七歳で、兵衛佐になる以前だから、伊勢本文にいう「兵衛府」に矛盾し、信用できぬ、前項の「東宮の御息所」の件と合せてここは高子ではなく、順子でなければならぬ、というのである。その前提には物語本文として、「近衛」を採ら

ず、「兵衛」を採る立場があるわけだ。田村本大和物語の物語本文には「二条后」とせず、ただ「きさいの宮」とするだけなので、こうした五条后順子説も生れるのであろう。もっとも高子は、注者自身もうように、貞観三年たしかに二十歳で、年齢や経歴、周圀の事情からみてもこうした業平の詠歌が生れるはずがあるまい。現在では、だから高子の生んだ貞明親王（陽成）が立太子した貞観十一年から、即位した同十八年の間のこととするのである。貞観三年高子説は、当時としても奇説に過ぎなかったであらう。しかし、そんな説があったことが分るだけでも面白い。

他の一項、一六八段（69ウ）は、「或書云」以下全文、古今集目録の引用である。ただし、「或書云」の文字は、古今集目録では「或人裏書云」と変っている。だから、この「或書」と「或人裏書」とが同一書だと、直ちにいうわけにもいくまい。この項の「或書」と前条の「或書」とが同一物か否かも、また分らないのである。

大納言語——一六八段（69ウ）、「小野小町」の条。この書名はたぶん「大納言物語」の脱字に基くのではあるまいか。この称の付く「宇治大納言物語」などが直ちに連想される。それは、周知の如く、今昔物語集の原型かといわれるものだが、現存今昔物語集に、本書という小町と遍照が出会った記事はない。長谷寺は、大和物語本文の前段に、遍照の妻子が夫の身を案じて長谷寺に参籠しているところへ、来合せた遍照が物蔭からその姿を見て血の涙を流す話があり、それとの混同が生じているものかもしれない。十訓抄六には、この事に触れているので、十訓抄の種本の一となった「宇治大納言物語」にでも、その種の話があったものか。

本願系図——一六八段（67ウ）。ここに載せる坂上田村麿の略伝は、国史の伝を簡約したものかと察せられるが、一・二誤がある。すなわち、日本後紀弘仁二年五月二十二日条に田村麿の薨を伝え、本書の同年十二月二十三日薨とするのとは月が異なる。また日本後紀は、「大宿祢」「菟田麿之子也」とするに對し、本書は「宿祢」「菟田麿男」である。また、本書が、彼の大納言就任を弘仁元年九月十日とすることは、日本後紀同日条には見えないが、公卿補任の記述には、合致する。なお、「本願系図」なる書名は、他に所見のないもので、現存の「本願寺系図」（類従所収）

とは別物である。前条「大納言物語」と共に、本朝書籍目録考證および、国書逸文ともにこの書名はなく、佚書の逸文として、注目すべきであらう。

残りの、三代実録・雑類略説・系図・宮瀧遊覧記・御記・菅根序は、すべて本書が扱った古今集目録引用文中の書目であり、特にここに解説の要はあるまい。

以上、本書中引用書目を明記した書籍について調査したが、その結果としては、大体左のようなことがいえよう。

- 一、従来未知の書籍名がその佚文と共に見出されること。
 - 二、書目としては既知のものながら、現存本の佚文かと思しきものが見出されること。
 - 三、現存書と書名を同じくしながら、内容は全く別個のもの佚文が見出されること。
 - 四、現存書と大体は同じらしいが、部分的にあるいは、それを越えて、研究的に重要な問題をもつ点があること。
- 右によっても、本書の研究資料としての重要性のすこぶる大きいことは疑えない。(未完)

〔註〕

- ① 難読、すゞ
- ② 難読、*ナカ*
- ③ 難読、*ナレ*
- ④ 福井貞助『伊勢物語生成考』一八三頁以下